



食物アレルギーを有する児童生徒への対応について

さいたま市教育委員会

学校では、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように、食物アレルギーに関する取組を行っています。保護者の方の御協力をお願いいたします。

食物アレルギーに関する対応として、学校において個別の対応を必要とするかどうか、検討してください。

学校生活において個別の対応が必要な場合とは？

- ・除去食対応が必要など、給食の配慮が必要である。
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）、抗ヒスタミン薬などを処方されている。
- ・食物食材を扱う授業・活動で配慮が必要である。
- ・運動（体育・クラブ活動等）、校外活動などで配慮が必要である。 など

食物アレルギー対応を希望する旨を学校に申し出て、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を受け取り、医療機関を受診してください。

- ・初めて医療機関で「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を書いていただく場合や、医療機関を変更する場合は、診察がスムーズに進むように、保護者の方がわかる範囲で「食物アレルギー事前チェックシート」を記入し、医療機関に持参されることをお勧めいたします。
- ・「食物アレルギー事前チェックシート」はさいたま市ホームページに掲載しています。

医師が作成した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校へ提出してください。学校での対応について、個別面談を行います。

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、学校生活における配慮について御相談します。
- ・給食だけではなく、食物・食材を扱う授業や、校外活動などについても御相談します。
- ・全ての御要望にはお応えできない場合もありますので御了承ください。
たとえば、極微量で反応が誘発される可能性がある場合等は、事故防止のため、お弁当の持参をお願いする場合があります。

食物アレルギー対応が開始されます。

<食物アレルギーの治療に関する情報>

血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。食べられる範囲（量や調理方法など）を正しく判断するためには、アレルギー専門医の下で行う「食物経口負荷試験」が必要な場合があります。

「食物経口負荷試験」を実施している医療機関については、主治医の先生や学校にお問い合わせください。